

早稲田 EDU 日本語学校 王子校 学則

令和8年3月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 早稲田 EDU 日本語学校 王子校(以下「本校」という。)は、日本の高等教育機関への進学や、日本企業への就職を目指す留学生を対象に、一人ひとりの夢の実現に必要な日本語能力の習得をサポートし、日本社会やグローバル社会で活躍できる人材を育成することを目的とする。

(自己点検評価等)

第2条 本校は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2前項の点検及び評価についての必要な事項は別に定める。

(情報の公表)

第2条の2 本校は、教育活動等の状況について、刊行物等への掲示その他広く周知を図ることができる方法によって、情報を公表するものとする。

2 前項の情報の公表について必要な事項は別に定める。

(位置)

第3条 本校は、東京都北区豊島 8 丁目 4 番 1 号に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(課程、コース等)

第4条 本校に長期生課程を置く。

2 長期生課程で学ぶ外国人留学生とは、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年 10 月 4 日 政令 第 319 号)別表第1に定める「留学」の在留資格を有する者をいう。

3 長期生課程のコース名、目標日本語能力、授業時間、収容定員、修業期間、入学時期は、次のとおりとする。

コース名	目標日本語能力	授業時間	収容定員	修業期間	入学時期	備考
日本語科 進学コース	B2	1560 1364 1168 968	1000名	2年 1年9ヶ月 1年6ヶ月 1年3ヶ月	4月 7月 10月 1月	4月入学 260名 7月入学 260名 10月入学 260名 1月入学 220名
日本語科 ビジネス日本語コース	B2	1560	240名	2年	4月 7月 10月 1月	4月入学 60名 7月入学 60名 10月入学 60名 1月入学 60名
日本語科 特定技能コース	B2	1560	140名	2年	4月 7月 10月 1月	4月入学 40名 7月入学 40名 10月入学 40名 1月入学 20名
合計			1380名			

4 長期生課程の他、本校に短期生課程を置くことができる。

(1) 短期生課程に関することは別に定める。

(学期・期間)

第5条 本校各コースの学期及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 春学期 4月から6月
- (2) 夏学期 7月から9月
- (3) 秋学期 10月から12月
- (4) 冬学期 1月から3月

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 長期休業期間

春休み(3月末の1週及び4月初の1週の合計2週間)

ゴールデンウイーク(4月末の1週及び5月初の1週の合計2週間)

夏休み(6月末の1週及び7月初の1週の合計2週間)

お盆休み(8月中旬の合計1週間)

秋休み(9月末の1週及び10月初の1週の合計2週間)

年末年始(12月末の1週及び1月初の1週の合計2週間)

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、校長が別に定める。

第3章 教育課程、授業時間数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 第4条第3項に定める本校の各コースの授業時間数は、1単位時間 45分とする。

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、一定の学習区切りごとに実施する小テストや授業内活動、提出物、ポートフォリオによる形成的評価と、校内で実施する学期末総合試験やパフォーマンス課題、成果発表、面談による総括的評価を科目ごとに組み合わせて行う。

2 評価の内容は以下のとおりとする。

S	A	B	C	D	F
100～90 点	89～80 点	79～60 点	60～50 点	49～0点	未受験

(教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員
- (4) 生活指導担当者
- (5) 事務職員

- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 自国における12年以上の学校教育またはこれに準ずる課程を修了している者
- (2) 正当な手続きにより日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (3) 保証人を有する者

(入学時期)

第12条 本校への入学は、4月、7月、10月及び1月とする。

(入学者選考及び入学手続)

第13条 本校への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要事項を記入し、所定の入学検定料を添えて、指定期日までに願出しなければならない。
- (2) 前項の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに所定の納付金を添えて手続をしなければならない。
- (4) 前号に定める手続が所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消す。

(休学・復学・在籍管理)

第14条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、長期間休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出、許可を得て復学することができる。
- 3 1か月の出席率が8割を下回った学生については、1か月の出席率が8割以上になるまで、改善の指導を行い、その指導の状況を記録しなければならない。ただし、疾病その他のやむを得ない事由により欠席した学生についてはこの限りではない。
- 4 学生は、本校を離脱する場合には、終了届を提出しなければならない。なお、離脱とは、第15条及び第16条に規定する学籍異動を言う。

(転学・退学・転入学)

第15条 転学、退学しようとする者は、その理由を付し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 災害等により本校の日本語教育が継続困難である場合、本校は(一財)日本語教育振興協会の助力を得て、日本語教育振興協会維持会員校への転学を支援するものとする。
- 3 本校に転入学を希望する者がいる場合、学務委員会においてその可否を審議する。転入学希望者の入学資格及び入学時期は、第11条及び第12条を適用する。なお、転入学者は、6ヶ月以上本校に在籍しなければならない。

(修了・卒業の認定)

第16条 各学期の修了の認定は、全科目でC以上を取得することを要件とする。これは、入学オリエンテーションや各学期初日のオリエンテーションで全ての学生に周知する。

- 2 成績評価の結果、D評価となり修了基準を満たさなかった者については、学習到達度の改善を目的として、補習、課題提出、または再試験等による再評価の機会を設けることがある。
- 3 再評価は、当該科目における学習目標の達成状況を確認することを目的として実施し、あらかじめ定めた評価基準に基づき判定する。再評価の結果、所定の基準に達した場合に限り、修了を認めるものとする
- 4 校長は、上記所定の課程を修了し、各コースを出席率80%以上をもって満了した者に対して卒業証書を授与する。

(褒賞)

第17条 校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第18条 学生が学則その他本校の定める諸規程を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該学生に対し懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告及び退学の2種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく出席が常でない者
 - (4) 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
 - (5) 授業料その他の納付金の納付を怠り、督促を受けてもしない者
 - (6) 日本の法令に反した者

(除籍)

第18条の2 次の各号の一に該当する者は、校長が除籍する。

- (1) 第14条第1項に定める休学期間を超えた者
- (2) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (3) 在留資格に応じた活動を確認した最後の日の翌日から1か月を経過した時点で、当該学生が所在不

明となっているとき

2 前項の除籍処分を受けた者に対しては、本校らの諸証明を発行しないものとする。

(賞罰手続き)

第19条 賞罰は、学務委員会の議を経て、校長がこれを行う。

第5章 学生納付金

(学生納付金)

第20条 本校の学生納付金は、次のとおりとする。

進学コース・特定技能コース

- (1) 入学検定料 税込 22,000 円
- (2) 入学金 税込 66,000 円
- (3) 授業料 税込 726,000 円(年額)
- (4) 施設費 税込 55,000 円(年額)

ビジネス日本語コース

- (1) 入学検定料 税込 23,000 円
- (2) 入学金 税込 100,000 円
- (3) 授業料 税込 812,000 円(年額)
- (4) 施設費 税込 55,000 円(年額)

(納入)

第21条 在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 特別の事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することができる。

(学生納付金の返還)

第22条 既に納入した学生納付金は、学生納付金等返納規程に基づくものとする。

第6章 雑則

(学生寮)

第24条 本校の生徒は、その希望により学校寮に入寮することができる。

(健康診断)

第25条 健康診断は、年1回、所定の時期に実施する。

(細則)

第26条 この学則の施行についての細則は、所定の手続きを経て、校長が別に定める。

(改正)

第27条 この学則の改正は、運営会議の審議を経て、校長が行う。

2 改正については、改正事項について監督省庁へ報告しなければならない。